**第１号様式①（第５条第１項関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （導入前申請）**

番　　　　　号

年　　月　　日

　国土交通大臣　殿

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書

　下記により令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

１．導入自動車等　　　　別紙のとおり

２．補助対象経費　　　　金　　　　　　　　円

３．補助金交付申請額 金　　　　　　　　円(千円未満切り捨て)

４．経営する事業（営む業態に○をする）(注)１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 一般乗合旅客自動車運送事業 |  | 一般貸切旅客自動車運送事業 |
|  | 一般貨物自動車運送事業 |  | 第二種貨物利用運送事業 |
|  | 一般乗用旅客自動車運送事業 |  | 自家用有償旅客運送 |
|  | 自動車リース事業 |  | その他（　　　　　　　　） |

５．添付書類

　ア．補助対象経費に係る見積書の写し

　イ．振込先調書

　ウ．令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付予定枠の内定通知書の写し

　エ．その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | (担当者名)　　　　　　(電 話)　　　　　　　　　(FAX) |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) |

(注)１．その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（　）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

　　２．「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

**第１号様式①（第５条第１項関係）　　　　　　　　　　　　　　別紙（導入前電気バス用）**

導入電気自動車

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了（予定）日  ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 円  （ 　　　円／台） |
| （補助対象経費）×１／３ | 円  （ 　　　円／台） |
| 台　数 | 台 |
| 補助金交付申請額　(千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる導入自動車ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。

４．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　　・　　車両本体価格から減額　　・　　借受人に現金で還付 |

**第１号様式①（第５条第１項関係）　　　　　　別紙（導入前電気タクシー・電気トラック用）**

導入電気自動車

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了（予定）日  ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 円  （ 　　　円／台） |
| （補助対象経費）×１／４ | 円  （ 　　　円／台） |
| 台　数 | 台 |
| 補助金交付申請額　(千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる導入自動車ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）または電気トラック（改造）の別を記入する。

４．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　　・　　車両本体価格から減額　　・　　借受人に現金で還付 |

**第１号様式①（第５条第１項関係）　　　　　　　　　　　別紙（導入前燃料電池トラック用）**

導入燃料電池自動車

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了（予定）日  ※導入燃料電池自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 円  （ 　　　円／台） |
| （補助対象経費）×２／３ | 円  （ 　　　円／台） |
| 台　数 | 台 |
| 補助金交付申請額　(千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる導入自動車ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入自動車の種別は、燃料電池トラック（新規）、燃料電池トラック（改造）の別を記入する。

４．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　　・　　車両本体価格から減額　　・　　借受人に現金で還付 |

**第１号様式③（第５条第１項関係）　　　　　　　別紙(導入前優良ハイブリッド自動車用)**

導入優良ハイブリッド自動車（トラック・バス）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： |
| 事業着手（予定）日 | 年　 月　 日  (但し、交付決定の通知を受けた日以降とする。) |
| 事業完了（予定）日  ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 廃車する自動車  ※新車のみの導入は記入不要 | 初度登録年月日:　　　　年　　　月　　　日  登 録 番 号　 ： |
| 補助対象経費 | 円  （ 　　　円／台） |
| 通常車両価格との差額×１／３ | 円  （ 　　　円／台） |
| 台　数 | 台 |
| 補助金交付申請額　(千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる優良ハイブリッド自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。

　　　２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

　　　３．導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの別を記入する。

　　　４．優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

　　　５．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 優良ハイブリッドトラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可） |  |

６．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　車両本体価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第１号様式①（第５条第１項関係）　　　　　　別紙（導入前電気自動車用充電設備等用）**

導入電気自動車用充電設備等

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 設置等場所 |  |
| 借受人の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入設備等  □電気自動車用充電設備  □電気自動車用外部給電器  ※該当するものをチェックすること。 | 名称又は型式： |
| 事業完了（予定）日  ※電気自動車用充電設備等の設置が完了した日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 導　入　数 | 基（個） |
| 補助対象経費（本体等価格）① | 円  （ 　　　円／基（個）） |
| 補助対象経費（工事費）② | 円  （ 　　　 　　　円／基） |
| 補助金交付申請額①’  （補助対象経費×１／２）  ※ただし、車両とセットでない、充電装置のみの申請の場合、補助率は１／４とする） | 円  （ 　　　円／基（個）） |
| 補助金交付申請額②’  （上限額を超える場合は上限額） | 円  （ 　　　 　　　円／基） |
| 補助金交付申請額合計（①’＋②’）  (千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を補助金交付申請額として記載する。

３．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

４．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　　・　　本体等価格から減額　　・　　借受人に現金で還付 |

**第２号様式①（第５条第２項関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （導入後申請）**

番　　　　　号

年　　月　　日

　国土交通大臣　殿

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書兼実績報告書

　下記により令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請するとともに、同法第14条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

１．導入自動車等　　　　別紙のとおり

２．補助対象経費　　　　金　　　　　　　　円

３．補助金交付申請額 金　　　　　　　　円(千円未満切り捨て)

４．経営する事業（営む業態に○をする）(注)１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 一般乗合旅客自動車運送事業 |  | 一般貸切旅客自動車運送事業 |
|  | 一般貨物自動車運送事業 |  | 第二種貨物利用運送事業 |
|  | 一般乗用旅客自動車運送事業 |  | 自家用有償旅客運送 |
|  | 自動車リース事業 |  | その他（　　　　　　　　） |

５．添付書類

　ア．補助対象経費に係る請求書の写し

　イ．補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合には後日提出すること。）

　ウ．振込先調書

　エ．令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し

　オ．その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | (担当者名)　　　　　　(電 話)　　　　　　　　　(FAX) |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) |

(注)１．その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（　）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

２．「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

**第２号様式①（第５条第２項関係）　　　　　　　　　　　　　　別紙（導入後電気バス用）**

導入電気自動車

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了（予定）日  ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 円  （ 　　　円／台） |
| （補助対象経費）×１／３ | 円  （ 　　　円／台） |
| 台　数 | 台 |
| 補助金交付申請額　(千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる導入自動車ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。

４．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  　※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等） |  |
| 地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあっては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類 |  |

５．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　車両本体価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第２号様式①（第５条第２項関係）　　　　別紙（導入後電気タクシー・電気トラック用）**

導入電気自動車

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了（予定）日  ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 円  （ 　　　円／台） |
| （補助対象経費）×１／４ | 円  （ 　　　円／台） |
| 台　数 | 台 |
| 補助金交付申請額　(千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる電気自動車ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）または電気トラック（改造）の別を記入する。

４．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  　※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等） |  |
| 地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあっては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類 |  |

５．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　車両本体価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第２号様式①（第５条第２項関係）　　　　　　　　　別紙（導入後燃料電池トラック用）**

導入燃料電池自動車

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了（予定）日  ※導入燃料電池自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 円  （ 　　　円／台） |
| （補助対象経費）×２／３ | 円  （ 　　　円／台） |
| 台　数 | 台 |
| 補助金交付申請額　(千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる燃料電池自動車ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の燃料電池自動車を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入自動車の種別は、燃料電池トラック（新規）、燃料電池トラック（改造）の別を記入する。

４．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  　※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等） |  |
| 地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあっては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類 |  |

５．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　車両本体価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第２号様式②（第５条第２項関係）　　　　　　　　別紙(導入後優良ハイブリッド自動車用)**

導入優良ハイブリッド（トラック・バス）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了（予定）日  ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 廃車する自動車  ※新車のみの導入は記入不要 | 初度登録年月日:　　　　年　　　月　　　日  登 録 番 号　 ： |
| 補助対象経費 | 円  （ 　　　円／台） |
| 通常車両価格との差額×１／３ | 円  （ 　　　円／台） |
| 台　数 | 台 |
| 補助金交付申請額　(千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる優良ハイブリッド自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。

　　　２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

　　　３．導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの別を記入する。

　　 ４．優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

　　　５．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等） |  |
| 廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ１年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類（廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの） |  |
| 優良ハイブリッドトラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可） |  |

６．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　車両本体価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第２号様式①（第５条第２項関係）　　　　　　　　別紙（導入後電気自動車用充電設備用）**

導入電気自動車用充電設備等

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： |
| 設置等場所 |  |
| 借受人の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入設備等  □電気自動車用充電設備  □電気自動車用外部給電器  ※該当するものをチェックすること。 | 名称又は型式： |
| 事業完了（予定）日  ※電気自動車用充電設備等の設置が完了した日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 導　入　数 | 基（個） |
| 補助対象経費（本体等価格）① | 円  （ 　　　円／基（個）） |
| 補助対象経費（工事費）② | 円  （ 　　　 　　　円／基） |
| 補助金交付申請額①’  （補助対象経費×１／２）  ※ただし、車両とセットでない、充電装置のみの申請の場合、補助率は１／４とする） | 円  （ 　　　円／基（個）） |
| 補助金交付申請額②’  （上限額を超える場合は上限額） | 円  （ 　　　 　　　円／基） |
| 補助金交付申請額合計（①’＋②’）  (千円未満切り捨て) | 円 |

（注）１．補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を補助金交付申請額として記載する。

３．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  　※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあっては使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足りる書類 |  |

４．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　本体等価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第３号様式（第８条第１項関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　地方運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国土交通大臣

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付決定について

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で進達のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、補助事業者あて適正化法第８条の規定に基づき、通知されたい。

記

１．補助事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

２．補助事業者ごとの事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該補助事業者から申請のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）

３．補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和　年　月　日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

**第３号様式（第８条第１項関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別表**

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付決定一覧

（　　　年　　月　　日）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 交付申請書  文書年月日 | 交付申請書  文書番号 | 補助対象経費  (円) | 補助金の額  (円) |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**第４号様式（第８条第２項関係）**

番　　　　　号

年　　月　　日

補助事業者　殿

地方運輸局長

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付決定通知書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、　　　年　　月　　日付け　　　第　　号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、適正化法第8条の規定に基づき、通知する。

記

１．補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

　　　　補助対象経費　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　補助金の額　　　　金　　　　　　　　　　円

又は

１．補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容の変更により補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

　　　　補助金の額　　　金　　　　　　　　　円

２．事業の内容 及び補助対象経費の配分 は、　　　年　　月　　日付け第　　　号で申請のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書記載のとおりとする。

又は

２．事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。

３．補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和　年　月　日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

**第５号様式（第８条第３項関係）**

番　　　　　号

年　　月　　日

地方運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国土交通大臣

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付決定及び額の確定について

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で進達のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、適正化法第8条及び第15条に基づき、通知されたい。

記

１．補助事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

２．補助事業者ごとの事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助事業者から申請のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定及び額の確定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）

３．補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和　年　月　日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

**第５号様式（第８条第３項関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別表**

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付決定及び額の確定一覧

（　　　年　　月　　日）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者名 | 交付申請書  文書年月日 | 交付申請書  文書番号 | 補助対象経費  (円) | 補助金の額  (円) |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**第６号様式（第８条第４項関係）**

番　　　　　号

年　　月　　日

補助事業者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地方運輸局長

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付決定及び額の確定について

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、　　　年　　月　　日付け　　　第　　号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、適正化法第8条及び第15条に基づき、通知する。

記

１．補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

　　　　補助対象経費　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　補助金の額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

又は

１．補助金の額は、次のとおりとする。

　　　　補助金の額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

２．事業の内容 及び補助対象経費の配分 は、　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。

又は

２．事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。

３．補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和　年　月　日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

**第７号様式（第９条第１項関係）**

番　　　　　号

年　　月　　日

　国土交通大臣　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者氏名

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請取下届出書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で補助金の交付決定通知のあった

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、同補助金の交付申請（　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号）を取り下げます。

記

１．補助金の額

２．申請年月日

３．不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件

４．取り下げる理由

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | (担当者名)　　　　　　(電 話)　　　　　　　　　(FAX) |

**第８号様式（第１０条第２項関係）**

番　　　　　号

年　　月　　日

　国土交通大臣　殿

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業計画変更承認申請書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で補助金の交付決定通知のあった

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第７条の規定に基づき、申請します。

記

１．変更事項及びその内容

２．変更する理由

３．その他必要な書類

　ア．補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの

　イ．変更内容を確認するに足りる書面（変更後の見積書の写し等）

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | (担当者名)　　　　　　(電 話)　　　　　　　　　(FAX) |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) |

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

　また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

**第９号様式（第１１条第２項関係）**

番　　　　　号

年　　月　　日

　国土交通大臣　殿

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業中止（廃止）承認申請書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で補助金の交付決定通知のあった

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

１．事業を中止（廃止）する理由

２．事業を中止する期間及び再開後の完了年月日

３．その他必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | (担当者名)　　　　　　(電 話)　　　　　　　　　(FAX) |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) |

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

　　　　また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

**第１０号様式（第１２条第1項関係）**

番　　　　　号

年　　月　　日

　国土交通大臣　殿

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業事故報告書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で補助金の交付決定通知のあった

年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

１．事故の種類

２．事故の主な原因

３．事故に対する事業補助事業者の対処方針

４．事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | (担当者名)　　　　　　(電 話)　　　　　　　　　(FAX) |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) |

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

　　　　また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

**第１１号様式（第１３条第１項関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業実績報告書

令和　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で補助金の交付決定通知のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．導入自動車等　　　　　　　　別紙のとおり

２．補助対象経費　　　　　　　　金　　　　　　　　円　(注)１

３．補助金充当予定額　　　　　　金　　　　　　　　円(千円未満切り捨て)

４．添付書類

ア．補助対象経費に係る請求書の写し

イ．補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合は後日提出すること。）

ウ．その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | (担当者名)　　　　　　(電 話)　　　　　　　(FAX) |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) |

(注)１．優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

２．「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

**第１１号様式（第１３条第１項関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙（電気バス用）**

導入電気自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1号様式申請時 | 変更箇所  （第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること） |
| 補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了日  ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日のいずれか遅い日を記入 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 円  （　　 　円／台） | 円  （　　 　円／台） |
| (補助対象経費)×１／３ | 円  （　 　　円／台） | 円  （　　　　　　　　　円／台） |
| 台　数 | 台 | 台 |
| 補助金実績報告額　(千円未満切り捨て) | 円 | 円 |

（注）１．補助対象となる導入自動車ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。

４．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  　※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等） |  |
| 地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあっては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類 |  |

５．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　車両本体価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第１１号様式（第１３条第１項関係）　　　　　　　　　　別紙（電気タクシー・電気トラック用）**

導入電気自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1号様式申請時 | 変更箇所  （第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること） |
| 補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了日  ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車等への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日のいずれか遅い日を記入 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 円  （　　 　円／台） | 円  （　　 　円／台） |
| （補助対象経費）×１／４ | 円  （　 　　円／台） | 円  （　　　　　　　　　円／台） |
| 台　数 | 台 | 台 |
| 補助金実績報告額　(千円未満切り捨て) | 円 | 円 |

（注）１．補助対象となる電気自動車ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）、電気トラック（改造）の別を記入する。

４．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  　※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等） |  |
| 地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあっては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類 |  |

５．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　車両本体価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第１１号様式（第１３条第１項関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙（燃料電池トラック用）**

導入燃料電池自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1号様式申請時 | 変更箇所  （第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること） |
| 補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了日  ※導入燃料電池自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 円  （　　 　円／台） | 円  （　　 　円／台） |
| （補助対象経費）×２／３ | 円  （　 　　円／台） | 円  （　　　　　　　　　円／台） |
| 台　数 | 台 | 台 |
| 補助金実績報告額　(千円未満切り捨て) | 円 | 円 |

（注）１．補助対象となる燃料電池自動車ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入燃料電池自動車の種別は、燃料電池トラック（新規）、燃料電池トラック（改造）の別を記入する。

４．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  　※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等） |  |
| 地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあっては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類 |  |

５．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　車両本体価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第１１号様式（第１３条第１項関係）　　　　　　　　　　　　　別紙（優良ハイブリッド自動車用）**

導入優良ハイブリッド自動車（トラック・バス）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1号様式申請時 | 変更箇所  （第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること） |
| 補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 使用の本拠の位置 |  |  |
| 使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入自動車  （改造による導入にあっては使用過程車） | 種別：  車名：  型式： | 種別：  車名：  型式： |
| 事業完了日  ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 廃車する自動車  ※新車のみ導入の場合は記入不要 | 初度登録年月日:　　年　月　日  登 録 番 号： | 初度登録年月日:　　年　月　日  登 録 番 号： |
| 補助対象経費 | 円  （　　 　円／台） | 円  （　　 　円／台） |
| 通常車両価格との差額×１／３ | 円  （　 　　円／台） | 円  （　　　　　　　　　円／台） |
| 台　数 | 台 | 台 |
| 補助金実績報告額　(千円未満切り捨て) | 円 | 円 |

（注）１．補助対象となる優良ハイブリッド自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。

２．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

３．導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの別を記入する。

４．優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

５．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  　※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等） |  |
| 廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ１年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類（廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの） |  |
| 年度内に別表事業Ⅲ補助金交付申請要件に規定する台数以上の優良ハイブリッドトラックを導入しない場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可） |  |

６．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　車両本体価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第１１号様式（第１３条第１項関係）　　　　　　　　　別紙（電気自動車用充電設備等用）**

導入電気自動車用充電設備等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1号様式申請時 | 変更箇所  （第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること） |
| 補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 設置等場所 |  |  |
| 借受人の氏名又は名称及び住所  ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要 | 氏名又は名称：  住所： | 氏名又は名称：  住所： |
| 導入設備等  □電気自動車用充電設備  □電気自動車用外部給電器  ※該当するものをチェックすること。 | 名称又は型式： | 名称又は型式： |
| 事業完了（予定）日  ※電気自動車用充電設備等の設置が完了した日を記入 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 導　入　数 | 基（個） | 基（個） |
| 補助対象経費（本体等価格）① | 円  （ 　　 　円／基（個）） | 円  （ 　　 　円／基（個）） |
| 補助対象経費（工事費）② | 円  （ 　　　 　　円／基） | 円  （ 　　　 　　円／基） |
| 補助金交付申請額①’  （補助対象経費×１／２）  ※ただし、車両とセットでない、充電装置のみの申請の場合、補助率は１／４とする） | 円  （ 円／基（個）） | 円  （ 　　 　円／基（個）） |
| 補助金交付申請額②’  （上限額を超える場合は上限額） | 円  （ 　 　　　円／基） | 円  （ 　 　　　円／基） |
| 補助金交付申請額合計（①’＋②’）  (千円未満切り捨て) | 円 | 円 |

（注）１．補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに１枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを１枚にまとめることができる。

２．工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を記載する。

３．補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

４．次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し  ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む |  |
| 地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運用を委託する場合等にあっては、使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足りる書類 |  |

　　　　５．自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付す

こと。

|  |
| --- |
| 月額リース料率を低減　・　本体等価格から減額　・　借受人に現金で還付 |

**第１２号様式（第１４条第１項関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　地方運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国土交通大臣

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の額の確定について

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で進達のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の実績報告に係る補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、別表のとおり確定したので、同条の規定に基づき、補助事業者あて通知されたい。

**第１２号様式（第１４条第１項関係）**別紙

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の額の確定一覧

（　　　年　　月　　日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 実績報告書  文書年月日 | 実績報告書  文書番号 | 確定した補助金の額  (円) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**第１３号様式（第１４条第２項関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

補助事業者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地方運輸局長

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の額の確定通知書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）（事業）の実績報告に係る事業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、　　年　　月　　日付け　　　第　　号をもって国土交通大臣が別表のとおり確定したので、同条の規定に基づき通知する。

**第１４号様式（第１５条関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　支出官

　　国土交通省大臣官房会計課長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者氏名

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）請求書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．補　助　金　額 | 金 　　　　　　　　　　　円 | |
| ２．受　　取　　人  　　（口座名義） | ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ |  |
| 住　　所 | (〒　　－　　　) |
| ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ |  |
| 氏　　名 |  |
| ３．振込先金融機関  　　及び支店名 | 銀 行  信用金庫　　　　　　 　　　　支店  　 　　　　　そ の 他  （その他： 　　　　 　　） | |
| ４．預　金　種　別 | 当座預金　　　　　　　普通預金 | |
| ５．口　座　番　号 |  | |

請求書の押印を省略する場合については、下欄に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 本件責任者： | 連　絡　先： |
| 担当者： | 連　絡　先： |

（注）１．口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。

　　　２．上記２．以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。

３．上記３．は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：○○市農業協同組合）を記入すること。

４．上記４．は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

**第１５号様式（第１６条第３項関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　国土交通大臣　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　 　　 　　　　 氏名又は名称

代表者氏名

財産処分承認申請書

　令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、申請します。

記

１．処分しようとする財産の明細

２．処分の内容

３．処分しようとする理由

４．その他必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | (担当者名)　　　　　　(電 話)　　　　　　　　　(FAX) |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) |

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

**第１６号様式（別表備考※２関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　国土交通大臣　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

氏名又は名称

代表者氏名

令和　年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和　年　　月　　日付け　　　　第　　　号で額の確定通知のあった令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業の消費税及び地方消費税について、次のとおり報告します。

記

１．補助金の額（交付要綱第１２条の通知による確定額）　　　　　　　　　円

２．補助金の額のうち消費税及び地方消費税相当額 　　円

３．2のうち消費税及び地方消費税に係る仕入控除の

対象とならなかった額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４．補助金返還相当額（２の額から３の額を差し引いた額）

　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）１．別紙として確定申告書等を添付することとする。

　　　　２．補助金返還相当額が生じた場合には、当該金額の補助金の返還を命ずることとなる。

**【補助金交付申請書・補助金申請書兼実績報告書（第１号様式、第２号様式）に添付する振込先調書の様式】**

年　　月　　日

　国土交通省自動車局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者氏名

令和　年度自動車環境総合改善対策費補助金

（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の振込先調書

|  |  |
| --- | --- |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 住　　　　　所  （口座住所） | (〒　　　－　　　　　) |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 氏　　　　　名  （口座名義） |  |
| 振込先金融機関  及び支店名 | 銀 行  信用金庫 支店  そ の 他  　　　　　　　　　（その他： 　　　　 　　） |
| 預　金　種　別 | 当座預金　　　　　　　　　普通預金 |
| 口　座　番　号 |  |

（注）１．口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。

　　　２．記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。

　　　３．振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：○○市農業協同組合）を記入すること。

　　　 ４．預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。